

平成20年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成20年9月17日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 古立憲昭君	2番 西川六男君
3番 竹邑利文君	4番 辻一夫君
5番 吉田容工君	6番 植田昌孝君
7番 松本美也子君	8番 小走善秀君
9番 吉川博一君	10番 松本宗弘君
11番 上田幸弘君	12番 安達周玄君
13番 竹村和勇君	14番 欠員
15番 欠員	16番 鶴藤幾長君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 谷口定幸君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	水道部長 渡邊和博君

総務課長	吉川 建君	監査委員	檜 宏君
教育委員長	大西 宏興君	教育長	濱川 利郎君
教育次長	松原 伸兆君	会計管理者	福西 博一君
選挙管理委員会 事務局 長	安部 和夫君	農業委員会 農事 局長	鍬田 芳嗣君

1, 議事日程

I 提出案件

議第 36 号 田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例

議第 37 号 田原本町ふるさと応援寄附条例

議第 38 号 田原本町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

議第 39 号 田原本町人権施策協議会条例及び田原本町都市計画審議会条例の一部を
改正する条例

議第 40 号 平成 20 年度田原本町一般会計補正予算（第 1 号）

議第 41 号 平成 20 年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 42 号 平成 20 年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 43 号 平成 20 年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

議第 44 号 平成 20 年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 45 号 財産の取得について

認第 1 号 平成 19 年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について

追加日程

発議第 7 号 田原本町議会会議規則の一部を改正する規則

発議第 8 号 田原本町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前１０時００分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は１４名で、定足数に達しております。
よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

委員長報告（議第３６号より認第１号までの１１議案について）

○議長（松本宗弘君） 去る８日の本会議において一括上程されました議第３６号、
田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例より、認第１号、平成１９年度田原本
町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの１１議案については、各所管の常任委
員会及び特別委員会におのおの付託をされておりますので、この際一括議題といた
します。

それではただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

厚生環境常任委員会委員長、１３番、竹村和勇議員。

（１３番 竹村和勇君 登壇）

○１３番（竹村和勇君） 議長のご指名によりまして、厚生環境常任委員会を代表い
たしまして委員長報告を申し上げます。

平成２０年田原本町議会第３回定例会におきまして、厚生環境常任委員会に付託
されました議案につき、去る９月１０日午前１０時より委員会を開催し、全委員出
席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並
びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第４０号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第１号）につつま
して、当委員会所管にかかる補正予算についてご報告申し上げます。

歳出第３款民生費、第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費、１８４万６，０
００円の増額につきましては、老人医療費助成県費補助金等の確定に伴います精算
による返納金であります。

また、同款同項第２目障害福祉費、１２５万７，０００円の増額につきましては
心身障害者医療費助成県費補助金の確定に伴います精算による返納金であります。

また、同款第３項児童福祉費、第１目児童福祉総務費、５７２万１，０００円の

増額につきましては、乳幼児医療費助成県費補助金等の確定に伴います精算による返納金であります。

また、同款同項第2目児童措置費、28万3,000円の増額につきましては、児童手当交付金の確定に伴います精算による返納金であります。

また、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目環境対策費、145万6,000円の増額につきましては、教安寺火葬場の新設から5年余り経過し、火葬炉の損傷が著しく、耐火物等の張り替えのための改良事業に、火葬場整備事業補助金交付要綱に基づき補助をされるものであります。

また、同款第2項清掃費、第1目清掃総務費、840万円の増額につきましては、清掃工場に関連する公金支出の違法性をめぐる損害賠償請求訴訟事件で、原告、田原本町大字松本229番地の2吉川ハイツ202号室、渡辺哲久との裁判で、平成17年3月19日奈良地方裁判所に損害賠償請求事件の提訴から延べ19回の審議が行われ、平成20年6月17日大阪高等裁判所において結審があり、本町の全面勝訴が確定したため、当初の訴訟行為委任契約書内容により本件事件の終結後において、弁護士委任委託料（成功報酬）について協議をして定めとなっていることから、受任者と協議を行われた結果、成功報酬額が確定されたものであります。

また、同款同項第4目浄化センター管理費、100万円の増額につきましては、浄化センターの事務管理業務委託を平成21年度から全面委託することにより、施設への車による搬入状況を確認するためのモニターカメラの設置に要する費用であります。

補正財源につきましては、繰越金であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第41号、平成20年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は1,862万6,000円の増額で、予算規模は33億4,565万3,000円となります。

補正内容につきましては、歳出第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第5目国庫支出金返納金、1,712万6,000円の増額につきましては、療養給付費等負担金の確定に伴います精算による返納金であります。

また、同款第2項公費療養費負担金、第1目公費療養費負担金、150万円の増

額につきましては、70歳代前半の被保険者等にかかる一部負担金等の軽減特例措置にかかる公費療養費負担金であります。

補正財源につきましては、諸収入及び繰越金であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第43号、平成20年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正予算額は10万5,000円の増額で、予算規模は4億1,675万3,000円となります。

補正内容につきましては、歳出第3款諸支出金、第1項償還金、第1目償還金、10万5,000円の増額につきましては、平成19年度の支払基金交付金の確定に伴います精算による返納金であります。

補正財源につきましては、県支出金及び諸収入であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第44号、平成20年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は7,796万6,000円の増額で、予算規模は20億6,462万1,000円となります。

補正内容につきましては、歳出第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、3,470万1,000円の増額につきましては、平成19年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定により残額等を介護給付費準備基金に積み立てられるものであります。

また、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金、4,326万5,000円の増額につきましては、平成19年度の介護給付費負担金等の確定に伴います精算による返納金であります。

補正財源につきましては、財産収入及び繰越金であり、基金繰入金を減額し調整されたもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましては、原案どおり了承いたしました。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、１２番、安達議員。

（１２番 安達周玄君 登壇）

○１２番（安達周玄君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成２０年田原本町議会第３回定例会において、当委員会に付託されました議案について、去る９月１０日午後１時から全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第４０号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第１号）のうち当委員会所管にかかる補正予算について、歳出第７款土木費、第４項都市計画費、第３目公共下水道費の２，３９０万円の減額補正につきましては、公共下水道事業特別会計におきまして、町債の増額に伴い、同会計への繰出金２，３９０万円を減額されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

続きまして、議第４２号、平成２０年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、予算規模に変更はなく、歳入区分の補正をされるものであります。

歳入第４款繰入金、第１項一般会計繰入金、第１目一般会計繰入金で、２，３９０万円を減額補正し、第６款町債、第１項町債、第２目資本費平準化債を２，３９０万円に増額補正いたすものであります。

補正内容といたしましては、平成１９年度地方債借入分の確定に伴い、下水道事業債の元金償還期間と下水道施設の減価償却期間との差により生じる資金不足を補う資本費平準化債を増額補正し、調整を図られるものであります。

地方債につきましては、借入限度額１１億５，３３０万円を１１億７，７２０万円に増額されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして委員長報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、７番、松本美也子議員。

（７番 松本美也子君 登壇）

○ 7 番（松本美也子君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成 20 年田原本町議会第 3 回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る 9 月 10 日午後 2 時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議第 36 号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例につきましては、地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めることに伴い、議員報酬等に関する条例を地方自治法第 203 条第 4 項の規定に基づき新たに制定されるものでございます。

また、これに関連する「田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」並びに「田原本町特別職報酬等審議会条例」について、新条例の附則において、条例の題名の変更等所要の規定整備をされるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第 37 号、田原本町ふるさと応援寄附条例の制定につきましては、改正地方税法の成立による「ふる里納税制度」の創設を受けて、「生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい」、「ゆかりある市町村のまちづくりを応援したい」という気持ちを形にするもので、納税者が自治体に寄附された場合、その金額に応じて、住所地の自治体の住民税及び所得税が控除される制度です。寄附金を受け入れるに当たって透明でわかりやすい寄附金の取り扱い、そして寄附者の思いが反映されるもので、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、議第 38 号、田原本町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、同条例においては地方自治法第 260 条の 2 の規定に基づき民法の規定が準用されていましたが、今回、認可地縁団体の仮代表者、特別代理人、清算人、解散規定等が地方自治法の一部改正により具体的に規定されたことに伴う所要の改正であり、施行期日につきましては、地方自治法の一部改正が施行される平成 20 年 12 月 1 日より施行されるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第 39 号、田原本町人権施策協議会条例及び田原本町都市計画審議会条

例の一部を改正する条例につきましては、昨年１０月の行政組織・機構の見直しに伴う庶務関係部署の変更を行うものであるとのこと、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第４０号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第１号）につきましては、今回の補正予算額は１，８７１万４，０００円の増額で、予算規模は９６億６７１万４，０００円であります。このうち当委員会所管にかかる補正予算についてご報告いたします。

補正内容といたしましては、第２款総務費、第２項徴税費、２，２６５万１，０００円の増額補正につきましては、平成２１年度より導入される個人住民税の公的年金からの特別徴収制度に伴う課税収納システムの改修及びエルタックス（地方税の電子申告システム）への加入に要する経費及び税源移譲による所得変動に伴う住民税の還付及び法人住民税の確定申告による還付金の増額であります。

なお、今回の補正財源は繰越金をもって充当されるものであります。

次に、第２表債務負担行為の補正につきましては、課税収納システムの改修業務が平成２０・２１年度の２カ年度事業になり、平成２１年度として限度額１，０００万円を債務負担行為として補正されるものであります。

当委員会は、いずれも必要な予算措置であることから全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましては、それぞれご報告申し上げたとおりでございます。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会委員長、４番、辻議員。
（４番 辻 一夫君 登壇）

○４番（辻 一夫君） 議長のご指名によりまして、唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成２０年田原本町議会第３回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件はございませんが、去る９月１６日午前１０時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め慎重に審議いたしました経過並び

に結果についてご報告申し上げます。

平成20年度の唐古・鍵遺跡の公有化について、今後用地交渉等の関係から専決処分により契約をしたいとの申し出があり、当委員会はこれを了承いたしました。

議員各位におかれましては、よろしくご了承を賜りますようお願いを申し上げます。委員長報告を終らせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 駅前整備事業特別委員会委員長、3番、竹邑利文議員。

（3番 竹邑利文君 登壇）

○3番（竹邑利文君） 議長のご指名によりまして、駅前整備事業特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成20年田原本町議会第3回定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につき、去る9月16日午前11時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議第45号、財産の取得につきましては、田原本駅周辺整備事業の用地取得費でありまして、全体整備面積6,160平方メートルのうち、取得対象面積は5,210平方メートルであります。

今回、平成18年度及び平成19年度に田原本町土地開発公社が取得されました、田原本町170番2他18筆、権利者数9件、取得面積1,588.20平方メートルと家屋補償2件、借家補償1件、倉庫1件、動産移転費用4件と、それに伴う借入利息を含めた取得金額1億5,780万9,828円で、田原本町が土地開発公社より取得されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

なお、付託案件外ではありますが、駅前広場整備工事の今後の予定について尋ねたところ、まず計画地内にある水路工事を先行して始めたいとの意向であり、駅前の人通りの多い場所並びに住宅が立て込んでいる場所での工事となること、また、河川の氾濫防止の観点から、降雨の少ない冬期に河川工事を行いたいと考えていることから、早期に工事施工業者と契約をし工事着手する必要性から11月5日ごろに臨時議会をお願いしたいとの答弁を得たものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 清掃工場建設検討特別委員会委員長、8番、小走議員。

（8番 小走善秀君 登壇）

○8番（小走善秀君） 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会を代表いたしまして、当委員会に付託案件はございませんが、現在の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

平成20年田原本町議会第3回定例会におきまして、清掃工場建設検討事項につき、去る9月16日午後1時より委員会を開催し、各委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしましたその経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

議会閉会中の7月29日に開催された当委員会においては、理事者側から検討事項として、「1. 単独による新設」「2. 広域・連携」「3. 委託」の大まかな検討事項を提示されたところであります。

この検討事項をもとに、今回は、より具体的な建設経費及びごみ処理経費等の提示を受けたところであります。

内容につきましては、「1. 単独建設」「2. 補助対象による単独建設」「3. 補助対象による広域建設」「4. 民間委託」「5. 近隣市町村への委託」。

参考までに現施設の大規模改修による延命による経費の比較であります。ごみ1トン当りの処理経費として一番安価な「3. 補助対象による広域建設」2万5,900円から、一番高価な「1. 単独建設」4万5,300円の提示を受けたところであります。

現在、「3. 補助対象による広域建設」「4. 民間委託」「5. 近隣市町村への委託」については、相手方があることから市町村名等は公表できないが、事務サイドでの交渉を進めているとのことであります。今年度中には広域等の交渉を具体的に進め、委員会に進捗状況等の報告及び協議の上、方向性を示したいとのことであります。

当委員会といたしましては、今後も慎重審議を重ね最善の方法を示したいと考え

ております。議員各位におかれましては、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 決算審査特別委員会委員長、16番、鶴藤議員。

（16番 鶴藤幾長君 登壇）

○16番（鶴藤幾長君） 皆さん、おはようございます。大分時間がかかると思いますので、ひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議長のお許しを得まして、決算審査特別委員会を代表いたしましてご報告申し上げます。

平成20年9月9日、第3回定例会におきまして決算審査特別委員会が設置され、去る11日、12日の2日間にわたり会議を開き、全委員出席のもと、理事者を始め部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたその経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、総括的に会計管理者より主要施策の成果の説明を受け、不用額また新規事業の成果の概要につき説明を求め、さらに詳細にわたり関係部課長より説明を求めたのでございます。

それでは、まず一般会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。

審査いたしました決算額は、歳入総額99億9,297万8,000円に対し、歳出総額95億8,731万8,000円であり、歳入歳出差引額は4億566万円となり、平成20年度に繰り越しされておりますが、繰越明許費として翌年度へ繰越すべき財源が2,721万9,000円あり、実質収支は3億7,844万1,000円となった。なお、前年度の実質収支が6億4,660万1,000円でありましたので、単年度における収支は2億6,816万円の赤字となっております。

歳入について申し上げますと、予算額に対して、95.6%の収入割合となっており、そのうち町税においては、所得税から個人住民税への税率構造の改正による税源移譲や定率減税の廃止により歳入全体の39%の38億9,247万5,000円の収入で、予算額に対して3,354万4,000円の減収であります。

次に、地方公共団体間における財政力の不均衡を補うために交付された地方交付税収入は、歳入全体の22.2%の22億1,506万3,000円で、予算額に

対して2,406万3,000円の増収となっております。

また、国県支出金においては、障害者に対する支援費、保育所運営費、児童手当に対しての負担金及び国の障害者、老人、児童に対する福祉事業、街路事業、唐古・鍵遺跡公有化事業の用地購入に借り入れされた町債の償還金などに対する補助金収入では、歳入全体の14.7%の14億7,413万8,000円であります。

また、町債につきましては、臨時財政対策債の借り入れ及び駅周辺整備事業、小中学校耐震補強事業などに借り入れされたもので、歳入全体の6.6%の6億6,265万4,000円となっております。

以上が歳入の主なものであります。

次に、歳出について申し上げますと、予算額に対する執行率は91.8%でございます。

その歳出に占める主なものは人件費で、歳出全体の20.9%の20億836万6,000円であります。また投資的事業費では、歳出全体の10.9%であり、農村振興総合整備統合補助事業、一般下水路整備事業、道路新設改良事業、駅周辺整備事業、小中学校耐震補強事業など、当年度の投資的事業費は10億4,543万2,000円の支出となっております。

次に、繰出金につきましては歳出全体の12.6%で、国民健康保険、老人保健、介護保険及び公共下水道事業の各特別会計への繰出金として12億617万5,000円の支出となっております。

また、補助費等につきましては歳出全体の10.3%で、社会福祉協議会補助金、保育所運営費補助金、山辺広域ごみ処理受託経費及び国保中央病院組合負担金並びに山辺広域行政事務組合消防費負担金など9億8,556万9,000円の支出となっております。

扶助費につきましては、歳出全体の10.4%で、保育所運営費負担金、児童手当負担金、障害者に対する施設訓練等支援費及び老人・乳幼児等の医療費助成金など9億9,439万3,000円の支出となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

それでは審議の経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

まず、町の職員採用試験について尋ねたところ、職員採用試験問題の作成及び採

点とも業者委託しているため、採点結果は公平公正であるとのこと。また、問題の解答等は公表しているか尋ねたところ、受験者本人から申し出があれば、本人の点数、順位に限り個人情報の開示を行っているとの答弁を得たのであります。

次に、基本健康診査の受診者数を尋ねたところ、平成18年度は3,126人、平成19年度は3,028人とのこと。そこで基本健康診査に代わって、平成20年度から国民健康保険の特定検診の推進方法について尋ねたところ、40歳から74歳の該当者全員に受診券を送付するとともに、町広報紙でも周知を図っているとのこと。また実施率の目標値は、平成20年度30%、平成21年度40%、平成22年度50%、平成23年度60%、平成24年度65%で、平成20年度は1,800人と予想しているが、なお、平成24年度において実施率65%を達成できない場合は、後期高齢者支援金分3億5,000万円の最大で10%がペナルティとして加算される可能性があるとの答弁を得たのであります。

次に、1人当たりの可燃ごみ排出量について尋ねたところ、年間264キログラム、1日当たり0.72キロとなり、前年度に比べて12.8%の減量となったとの答弁を得たのであります。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業について尋ねたところ、農業の生産向上と農道、水路の保全管理に農業者だけでなく、子供会、老人会等が一体となり、地域ぐるみでの共同活動を支援する平成19年度から平成23年度の5年間で実施される国の施策事業とのこと。申込地区を募った結果、平成19年度は5地区であり、平成20年度で申し込みは終了との答弁を得たのであります。

次に、駅前整備に伴う雨水、洪水対策について尋ねたところ、現在の水路を暗渠化し調整池として利用することを考えている。また、道路敷地等については浸透性舗装やインターロッキング等により一部浸透する構造とし、残りを調整池に導く構造であるとの答弁を得たのであります。

次に、全国学力テストを毎年実施する必要性とその活用について尋ねたところ、本町としては学力調査結果を分析、検証して教育委員会に報告したが、その結果については、県教育委員会がまとめた奈良県学校教育改善支援プランとさほど変わらず、学校長には校長会で県のマニュアルに基づき、教育目標、教育内容、教育方法に生かしていただくよう指導し、学習状況調査結果については、町健全育成協議会

等で生かしたいとの答弁を得たのであります。

次に、町税の未収金について尋ねたところ、平成20年7月末で3億9,874万3,000円の未納分のうち、分割納付可能な者については、納付誓約5,915万2,000円、裁判で競売にかかった者については、交付要求5,261万4,000円、資産がありながら納付意思のない者については、財産差し押さえ5,700万8,000円、全く支払能力のない者については、執行停止3,533万、5,000円の滞納処理を執行したところであり、未処理分1億9,463万4,000円についても支払能力を見極め、順次処理していく所存であるとの答弁を得たのであります。

次に、経常収支比率が平成19年度93.4%であり、平成18年度の89.8%との比較では3.6%増となっているが、その要因と今後の見通しについて尋ねたところ、歳入経常一般財源では、税源移譲や減税の廃止などによって大きく増収になったものの、所得譲与税や地方特例交付金などの減収により、歳入一般財源全体では、前年度対比約9,300万円の減となった。これと合わせ歳出の経常経費充当一般財源は、公債費が1億100万円の増、扶助費が6,200万円の増などにより、歳出全体では約1億5,200万円の増となったことによるものであります。

また今後の見込みとしては、歳入の大幅な増収は見込めない中で、公債費等が増になるなど数値の上昇が考えられることから、経常経費の削減に留意する必要があるとの答弁を得たものであります。

次に、今後の財政運営について尋ねたところ、平成19年度から三位一体改革が本格的に始まり、歳入一般財源全体では減少となったところである。また、平成19年度は第3次総合計画の取り組みも始まったわけで、まちづくりの新たな目標に向けた課題も山積いたしている。今定例会に報告した財政健全化判断比率については、おおむね良好と考えているが、経常収支比率が上昇し、財政の弾力性は悪化している。こういったことから、厳しい財政事情の中、引き続き行政改革を推進し、財政の健全化に努めてまいりたいとの答弁を得たのであります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は歳入総額31億2,424万1,000円に対し、歳出総額31億51

5万1,000円で、歳入歳出差引額は1,909万円となり、平成20年度に繰り越しされておりますが、前年度の実質収支が3,454万1,000円の赤字であるので、単年度における収支は5,363万1,000円の黒字となっております。

まず、平成19年度国保会計が黒字になったことについて尋ねたところ、平成19年度における黒字1,900万円と前年度繰越充用分3,400万円及び国庫支出金等の精算額を考慮すると3,500万円の収支改善となった。これは一般被保険者医療費及び老人保健拠出金が減少したためとの答弁を得たのであります。

次に、国保税の滞納状況について尋ねたところ、納付誓約が184件5,538万1,000円、交付要求6件184万7,000円、差し押さえ19件2,707万1,000円、執行停止158件3,422万2,000円、合計367件1億1,852万1,000円との答弁を得たのであります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算につきましては、歳入総額979万4,000円に対し歳出総額970万5,000円で、歳入歳出差引額は8万9,000円となり、平成20年度に繰り越しされておりますが、前年度の実質収支が2万円であるので、単年度における収支は6万9,000円の黒字となっております。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算につきましては、歳入総額25億2,572万円に対し、歳出総額25億2,572万円で歳入歳出同額であります。

まず、下水道利用者が排出する水量と処理量に差があると考えられ、この理由としては、その中に無断で下水道を使用している人があると思われるが、この確認と対処方法について尋ねたところ、無断で下水道を使用している人は確認しがたいが、現実にあるとすれば当然法律違反行為であり、法に基づき処罰の対象となるとの答弁を得たのであります。

今後の事業推進にあたり、資本費平準化債を活用すれば起債残高も膨らむことから、これらのことも踏まえ健全な下水道経営をするよう求めたところであります。

次に、老人保健特別会計決算につきましては、歳入総額25億8,899万3,000円に対し、歳出総額26億2,636万8,000円であり、歳入歳出差引額は3,737万5,000円の歳入不足を生じ、翌年度繰上充用金をもって措置

されておりますが、前年度の実質収支が3,649万6,000円の赤字であるので、単年度における収支は87万9,000円の赤字となっております。

続きまして、介護保険特別会計決算につきましては、歳入総額17億8,328万5,000円に対し、歳出総額16億9,272万2,000円で、歳入歳出差引額は9,056万3,000円となり、平成20年度に繰り越しされておりますが、前年度の実質収支が8,806万7,000円であるので単年度における収支は249万6,000円の黒字となっております。

まず、平成19年度介護予防給付費の計画額2億3,300万円と決算額7,500万円に差があるが、その差についてどこに原因があったか尋ねたところ、介護予防給付費の計画利用者数が357名で推計していましたが、実績の利用者数は184名となっており、利用者の少なかったことが減の要因となっているとの答弁を得たのであります。

次に、介護保険料の収入未済額1,500万円の実態について尋ねたところ、低所得者の方で所得段階2段階の未納者の方が多いとの答弁を得たのであります。

次に、居宅サービス事業特別会計決算につきましては、歳入総額2,019万7,000円に対し、歳出総額2,019万7,000円であり、歳入歳出差引額は0円となり、前年度の実質収支が0円であるので、単年度における収支は0円となっております。

続きまして、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計決算につきましては、歳入総額1,376万8,000円に対しまして、歳出総額1,279万9,000円で、歳入歳出差引額は96万9,000円となり、平成20年度に繰り越しされておりますが、前年度の実質収支が119万3,000円であるので、単年度における収支は22万4,000円の赤字となっております。

そこで介護認定審査会において一次判定結果を変更する場合、国が示している4つの参考指標を用いるのかと尋ねたところ、指標は一次判定結果をもとに介護の手間を検証するもので変更決定の指標でないとの答弁を得たのであります。

次に、水道事業会計決算についてご報告申し上げます。

平成19年度の収益的勘定では収入総額が7億9,094万1,000円、支出総額が7億7,913万7,000円で、消費税を差し引いた当年度の損益計算書

では430万5,000円の純損失となり、前年度繰越欠損金1億5,740万3,000円を合わせた結果、当年度末未処理欠損金は1億6,170万8,000円となったところであります。

まず、固定資産の売却代金及び収益的収入と資本的収入に分けなければならない根拠について尋ねたところ、売却代金は948万468円で、公営企業が固定資産を売却するときには、その売却代金、いわゆる差益を含まない額7万245円を資本的収入として計上するとともに、その差益である941万223円は収益的収入の特別利益として計上するということになっているとの答弁を得たのであります。

次に、平成18年度に料金改正をしたにもかかわらず、平成19年度において、赤字になっている原因及び対策を尋ねたところ、節水器具の普及、節水意識の浸透、大口使用者の撤退等が原因であり、対策として今後大滝ダムの使用が可能になり渇水の心配がなくなることが確実になった時点で畑等への給水も検討し増量を図ってまいりたいとの答弁を得たのであります。

次に、平成20年度から実施の公民館等公共施設の料金収入について尋ねたところ、157施設で年間約150万円を見込んでいるとの答弁を得たのであります。

次に、石綿管の残延長について尋ねたところ、総延長19万8,230メートルに対し、6,753メートル残っているとの答弁を得たのであります。

次に、有収率95.2%であるが、残りの4.8%の内容について尋ねたところ、下水道補償工事等に伴う配水管改良工事の際の洗管が主なものであるとの答弁を得たのであります。

次に、消火栓、公園などの無償給水については一般会計で負担してもらえないのかと尋ねたところ、できるだけ一般会計から繰り出す方向で、早急な課題として認識しているとの答弁を得たのであります。

以上、ご報告申し上げました各会計決算は、予算執行の原則に基づき、限られた財源を効率的に執行されておりましたが、審査の中で各委員からの貴重な意見や指摘事項につきましては、今後の行財政運営に反映されまして、住みよい町づくりになお一層努力されることを要望いたしました。

それでは審議いたしました各会計別の採決結果について申し上げます。

認第1号、平成19年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、一

般会計及び国民健康保険特別会計については、賛成多数。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、全員賛成。

公共下水道事業特別会計については、賛成多数。

老人保健特別会計については、全員賛成。

介護保険特別会計については、賛成多数。

居宅サービス事業特別会計については、全員賛成。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計については、賛成多数。

水道事業会計については、賛成多数。

以上、当委員会に付託されました平成19年度田原本町各会計歳入歳出決算については原案どおり認定いたしましたのでございます。

何とぞ議員各位におかれましては、よろしくご理解を願ひまして、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、長時間の報告ではございましたが、本当にご清聴ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それではただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。5番、吉田議員。

（5番 吉田容工君 登壇）

○5番（吉田容工君） それでは反対討論を行います。

まず、議第37号、田原本町ふるさと応援寄附条例についてであります。

先の6月議会で、税条例改正でふる里納税制度が提案された際、私は委員会と本会議で、基金制度をきちっとつくって本町も積極的にPRすべきだと口を酸っぱくして主張いたしました。今回の議案はその点では私の思いを具体化していただいたものと言えます。本来なら賛成したいところなんですが、今回提案された内容には、この制度を生きたものにしようという気持ちが込められておりませんので、あえて反対いたします。

この制度の作成に当たって、ターゲットをどこに定めているのか、どのようにア

ブローチするのか、全く検討されていないことが判明しました。マーケティングがなされていないということです。そもそもふるさととして愛着を覚える人は、唐古・鍵遺跡への思いが強い人、田原本町から出て行かれた方で町内に実家や親戚をお持ちの方ではないでしょうか。その点では第2条「（事業の区分）」の2番目に、高齢者対策は当然に必要なにもかかわらず欠落しています。

さらに、寄附をしていただいた方への感謝の気持ちの表し方に疑問を抱きました。寄附をしていただいた方に町の特産物をお礼として送るそうです。もし1,000円程度のものを送ったとしても、送料等を考えると2,000円程度の費用がかかります。少しでも田原本町のお役に立てたら、そういう気持ちで寄附をしていただいた方が本当に喜んでいただけるのでしょうか。せっかく寄附をしたのに、これだけ費用をかけたなら、かえって悪かったということになってしまいます。感謝の気持ちの表し方は、なるべく早く、「あなたからいただいた寄附金をこの事業に使わせていただきました」と、早く結果をお知らせすることです。そして一度寄附をしていただいた方の中に、一人でも多くの方にまた来年も寄附をしようという気持ちになっていただくことです。ところが基金案には第9条に基金の繰替運用の規定があります。2年、3年もため込むことを前提とした規定です。寄附をしていただいた方の気持ちに思いを馳せる内容になっていないことから反対いたします。

議第40号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

清掃総務費に弁護士委任委託料840万円が計上されています。これは高裁で勝訴した案件の弁護士に払う成功報酬分だそうです。説明では川崎弁護士事務所報酬規程によると、2,000万円以上の成功報酬となることを弁護士先生と折衝した結果、840万円に減額していただいたそうです。弁護士報酬は以前は弁護士会で標準報酬規程を定めておられましたが、今は各弁護士事務所ごとに報酬規程を定めるようになっています。言ってみれば弁護士の言い値です。そこで問題が生じないように弁護士会で弁護士の報酬に関する規程を定めています。その規程には、第5条の第2項に「弁護士は、法律事務を受任したときは、弁護士の報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。」と明記されています。本件に関する弁護士との委任契約書にどのように書いてあるのかを確認しましたが、報酬に

については記載されていないという答弁でした。そもそも報酬が規定されていないことが問題です。特に自治体が契約する際は、不透明な契約を排除することが求められます。そのためには報酬を明確にして契約することが大切です。成功報酬について金額決定の過程が不透明であること、金額について納得いくものでないことから反対いたします。

議第４２号、平成２０年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。

資本費平準化債を目いっぱい起債する提案です。借金残高は年々４億円ずつ膨らんで１１８億円を超えています。借金はまだまだふえて、町の説明では平成２５年度には１２８億円に達すると予想されています。町はできるだけ借金をふやし、世代間の負担の公平を図ると主張されていますが、借金を次世代に先送りするだけであり、問題のある対応です。公債費も７億円を上回り、結果的には下水道使用料の値上げにつながり、住民への負担をふやすだけです。下水道事業は対象地域に下水道を敷設したら事業を終了するものではありません。次は更新の事業へと進みます。まだまだ事業は続きます。将来へ向かって安易に負担を先送り転嫁する、目いっぱい借金する町の姿勢に問題ありと考えますので反対いたします。

議第４５号、財産の取得についてであります。

田原本町駅周辺整備事業用地の購入案件です。この事業の購入案件については、奈良県の公用用地取得に伴う損失補償基準に基づいて行っていると伺っておりますが、これまで補償基準を公開せずに交渉を進められて来られた結果、建物移転補償や営業補償等について不信感を抱きながら同意された地権者がおられることを理由に反対の意思を表明してきました。本議会のやりとりの中でも、営業補償は売上高でも、粗利でもなく、申告所得額によって行っているという答弁がありました。確定申告には減価償却や専従者給与など実際の支出を伴い、決算処理が含まれています。また個人事業では事業用と家庭用との費用の按分などもあり、事業をしているときは何とか生活できていたのに、事業をやめたら生活が成り立たないということもあります。町の駅前広場事業に協力することによって、自らの商売を廃業せざるを得なくなった方には十分考慮されることを求めるものです。今回の取得金額にどのような補償内容が含まれているのか明確にされていないので、妥当性の判断が

できないことから本議案に反対いたします。

次に、認第1号、平成19年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず一般会計です。

一般会計の審議を通じて、町営住宅の家賃については2軒が全く払っておらないこと。ダイヤルインの利用状況等、フォロー調査が行われていないこと。マイクロバス運行管理業務を指定管理者へ指定した結果、町独自の運行に支障が出ることもあること。役所への個人のパソコン持ち込みを原則禁止していること。奈良県部落解放研究集会の参加費用に部落解放同盟金沢支部等、民間人の参加費用を町が支出していること。町営住宅への入居に際し、部落解放同盟の加入を条件としないこと。西八尾東側踏み切りの拡幅については引き続き近鉄との交渉を強化すること。賠償金の支払いを踏まえて苦情等の申し出があった場合は十分話を聞くこと。保健センターを臨時駐車場に使用するときには地元自治会に連絡すること。保育所の定員では今後も面積要件を堅持すること。変動金利型の町債については基準金利が不明確であることなど確認いたしました。

溜池改修工事費が計上されていましたが、浸透マスを設置したかどうかただしたところ、設置していないということでした。2年前、洪水対策について一般質問した際、時間はかかるが溜め池に浸透マスを設置していくよう努力するという答弁がありました。残念ながらその場しのぎの答弁だったようであります。その後、地道に追及されておられる様子は窺えませんでした。

19年度決算は単年度2億6,800万円の赤字です。しかし、そのうち財政調整基金への積立額2億5,000万円を考慮すると、実際の赤字額はわずか1,800万円です。財政難の中、非常に優秀な数字です。

しかし、これにはからくりがあります。下水道会計で借金をふやし、下水道使用料を値上げして一般会計からの繰入額を減らす、水道会計への繰り入れるべきものを繰り入れず、一般会計からの負担を減らす。学童保育や学校給食など、住民からの切実な要望に応えることなく住民サービスを抑えられること。これらの仕組みの結果、町の財政状況は県下でも優秀な決算をしながら、住民は高負担にあえいでいるという状況を生み出しています。住民負担を省みず財政最優先の決算であり、認

定することはできません。

次に、国保会計についてであります。

昨年 の 1 2 月 の 国保運営協議会、3 月議会、6 月議会で、国保会計が赤字になると説明があり、国保税の値上げが専決で強行されました。ところが、決算を見てみると、一般被保険者療養給付費が2年連続減少、老人保健拠出金2年連続減少、介護納付金減少で5, 3 0 0 万円の黒字となっていました。滞納者の中で、執行停止や納付誓約という、本当に保健税の負担に耐えられない方がふえている中で、安易な値上げが行われたことに怒りを覚えます。

審議の中で一般会計からの繰り入れについてただしたところ、職員給与のうち共済組合負担金事務費は一般会計からの繰入対象になっていないという説明がありました。どうして共済組合負担金事務費を国保税で負担しなければならないのか理解できません。職員の人件費は便宜的に国保会計から支出されているだけで、一般会計で負担するのは当たり前です。共済組合負担金事務費は国保の被保険者にとってどのように役立っているのか説明できるのか、そういう疑問を抱きます。形式的な判断で国保被保険者に負担を求める処理が行われています。重たい負担にあえいでおられる住民の方が多数おられることから、本決算を認定するわけにまいりません。

次に、下水道会計についてであります。

公共事業費前年並みを確保しながら、一般会計からの繰り入れは3, 0 0 0 万円減少、借金は4 億2, 0 0 0 万円増、公債費も4 億9, 0 0 0 万円増であります。昨年は下水道使用料で流域下水道維持負担金だけでなく、公債費等も受益者が負担すべきとして、明確な基準も示さず下水道使用料の値上げが実施されました。町は次世代への負担をふやすとして、借金できるものは平準化債を含めてすべて借金するとして、挙げ句の果ては住民への負担転嫁をする。そんな姿勢を認めるわけにはまいりません。

次に、介護保険会計についてであります。

平成18年・平成19年・平成20年の3年間の事業会計に基づいて、介護給付費などを予測し、介護保険料を決定しています。その事業計画と実際の給付を比較してみると大きな違いが生じています。特に違っているのが予防給付費です。平成18年度2 億3 0 0 万円、平成19年度2 億3, 3 0 0 万円の予測に対し、実際に

支出したのは平成18年度3,500万円、平成19年度7,500万円でした。2年間で3億2,600万円も未執行額が残りました。その結果、平成18年9,200万円、平成19年9,000万円の黒字になりました。黒字になってよかったと喜ぶわけにはいきません。その分、保険料が高めに設定されているからです。必要以上に多くの保険料を支払わされていることになります。年配の方に将来のために基金を残しておくと言明しても何の役にも立ちません。いつまで介護を利用できるかわからないからです。

介護保険料の滞納についてただしたところ、第2段階の方が多という答弁でした。第2段階と言えは年収80万円以下の方です。生活保護費以下の収入で生活されておられる方です。介護保険料の負担に耐えられない方がふえている中で、高い保険料を負担させている介護保険会計を認めるわけにはまいりません。来年の新3カ年事業計画に当たって低所得者対策として保険料の分類を細分化して、低所得者への負担を軽減すること、介護保険料の減免制度を制定することを求めるものです。

次に、介護認定審査会会計についてであります。

介護認定について二次判定時の軽度化変更率は、平成18年度26%、奈良県平均6%、全国平均7%と比べて異常な状態です。平成19年度の軽度化への変更率は依然23.9%と高率になっています。全国共通のコンピュータでの一次判定の後、住んでいるところにより認定が異なることになります。その点では、本来ならサービスを受けれる人が受けられない認定審査会では困りますので、今回の決算を認めるわけにはまいりません。

そこで、二次判定で変更する必要のない人は参考資料に当てはめる必要がないこと、認定調査士見守り介助、一部介助などを必要とする方については特記事項に明記する等、生活実態をつかみやすいような指標とすることを求めるものです。

最後に水道会計についてであります。

当年度400万円の赤字計上となっています。売り上げが9万トン減少が響いていますが、一般会計からの法定繰り入れを行っていないことが赤字になっている大きな原因です。一般会計からの繰り入れしなければならないものとして、消火栓等消防に関する経費、公園や公共施設の無償給水料金、石綿セメント水道管の更新事業費、自家発電設備の整備費用などがあります。これらの費用が一般会計から補て

んされれば黒字に転化になります。独立採算を建前としている水道会計です。一般会計からの法定繰り入れを求めることによって、安易な値上げを抑えることができます。その点では厳しさの足りない決算になっておりますので、認定することはできません。

以上、原案に対する疑問、問題点を指摘いたしました。議会議員の皆さんが深慮された上で、行政の問題点を明確にするためにも反対の意思を表示されることを求めて反対討論といたします。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、議第３６号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第３７号、田原本町ふるさと応援寄附条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第３８号、田原本町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第３９号、田原本町人権施策協議会条例及び田原本町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第４０号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第４１号、平成２０年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第４２号、平成２０年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第４３号、平成２０年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決され

ました。

続きまして、議第４４号、平成２０年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（１３番 竹村和勇君 退席）

午前１１時２３分 休憩

午前１１時２４分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

続きまして、議第４５号、財産の取得についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（１３番 竹村和勇君 着席）

午前１１時２４分 休憩

午前１１時２５分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

続きまして、認第１号、平成１９年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって本議案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして今期定例会に付議されました議第36号より認第1号までの11議案についてはすべて議了いたしました。

続きまして、発議第7号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第8号、田原本町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の2議案を議題といたします。

発議第7号 田原本町議会会議規則の一部を改正する規則

発議第8号 田原本町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。発議第7号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第8号、田原本町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の2議案については、議会運営において重要かつ身近なことでありますので、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、この際議案の朗読を省略いたしまして、直ちに提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。発議第7号及び発議第8号について、16番、鶴藤議員。

（16番 鶴藤幾長君 登壇）

○16番（鶴藤幾長君） 議長の許可をいただきましたので、平成20年田原本町議会第3回定例会に上程されました発議第7号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第8号、田原本町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改

正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

この改正につきましては、平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、9月1日から施行されたことによりまして、会議規則及び政務調査費の交付に関する条例の改正をいたすものでございます。

まず、発議第7号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、地方自治法の一部改正により、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられました。このことにより議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものでございます。

次に、発議第8号、田原本町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第100条第12項の条文が新設されたことに伴う条文整理でございます。

以上が本定例会に上程いたしました議案についての趣旨説明であります。議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただきましてご賛同賜りますようお願いを申し上げます趣旨説明を終わります。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、発議第7号について原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、続きまして、発議第8号について原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。まず、発議第7号、田原本町議会会議規則の一部を改正する規則を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第8号、田原本町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よってそれぞれ委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る8日に開会し、本日までの10日間の長きにわたり終始熱心に慎重に審議を賜りまして心から感謝申し上げます。

なお、平成19年度各会計決算の審査については、先に選ばれた決算審査特別委員会の各委員により2日間にわたり、また時間延長もお願いし、終始熱心にご審議賜りましたことについて、議長といたしまして厚く御礼申し上げます。また、本定例会におきましては、歳入歳出決算の認定を始め、すべての重要議案を議了できましたことに厚く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、審議の過程において、議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政の執行に反映されますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成20年田原本町議会第3回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、去る9月8日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりにご議決、ご認定をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、会期中に本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意をいただきながら、今後とも本町発展のため一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長	松本宗弘
----------	------

田原本町議会議員	松本美也子
----------	-------

田原本町議会議員	小走善秀
----------	------

田原本町議会議員	吉川博一
----------	------